

全国健康保険協会診療報酬明細書等の開示規程

(目的)

第1条 この規程は、全国健康保険協会(以下「協会」という。)における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)の開示の依頼があった場合における取扱いに関して、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、協会におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(業務処理体制)

第2条 レセプトの開示に係る業務責任者は、支部長とする。

2 業務責任者は、業務部長に前項の事務について委任することができる。

(開示対象レセプトの範囲)

第3条 開示の対象となるレセプトは、協会が保管する5年間分のレセプトとする。

(開示依頼対象者の範囲)

第4条 開示依頼対象者の範囲は次による。

(1) 被保険者等

ア 被保険者及び被扶養者本人(被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。以下「被保険者」という。)

イ 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

ウ 被保険者本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人(任意代理人)

(2) 遺族等

ア 被保険者が死亡している場合にあつて、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者(以下「遺族」という。)

イ 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

ウ 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人(任意代理人)

(業務処理方法)

第5条 業務処理方法は、診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領(別添)に定めるところにより適正に処理しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日に施行する。
- 2 当面の間、第 3 条に規定する開示対象レセプトの範囲は、協会が保管するレセプトとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日に施行する。